

所管局による一次評価

大項目	中項目	確認項目	評価水準	配点	評価 水準を上回る2点/概ね水準どおり1点/水準を下回る0点			評価理由	確認項目の設定理由 評価水準の妥当性
					2点	1点	0点		
		協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか							
	適切な管理の履行	1 指定管理者としての責務の遂行	管理運営の理念、中立性・公平性の確保	×1		○		<p>【総評】年度協定及び年間事業計画に基づいた管理運営の理念が適切に履行されており概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月に実施した業務執行に係る基本研修(悉皆)において、指定管理制度のほか、人権プラザの管理運営に関する指定管理者としての基本的な考え方等について、根拠となる規程や協定などを示しながら説明を行い、職員の理解を促した。 ・「『未来の東京』戦略」に掲げる「インクルーシブシティ東京」の実現に向けた新たなプロジェクトとして、令和5年度においては、特別展示コーナーをリニューアルし、子供の権利に係る展示を行い、人権啓発拠点としての機能の更なる強化を図った。また、当該年度の重点課題である「性の多様性」をテーマに、ユース世代とユース世代に関わる大人を対象とした参加・体験・交流型の学習プログラムを新たに展開し、「インクルーシブ」な社会に導く・支える「人」の育成を進める事業を実施した。 ・企画を検討する際には、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、人権プラザの公平性・中立性(営利性、政治性、宗教性等)の確保に留意しながら、企画内容や講師の活動実績が都の政策と整合しているか、等について確認している。また、センター内で企画書を決定後、人権部と意見交換を行い、人権部の承認後、事業計画書を作成している。 ・講師候補との調整に当たっては、企画趣旨のほか、事業実施に当たっての留意事項として、人権プラザの設置目的や指定管理者としての位置づけについても説明を行っている。 	東京都人権プラザの指定管理者として、プラザの管理運営に関する基本的な考え方及び指定管理者としての体制・役割を理解した管理運営を行っているか、また、都の指導の下、中立性・公平性の確保に十分留意しているかを定性的に評価するもの。
		2 施設・設備の保守点検	施設を良好な状態に保つための維持管理及び補修・修繕への対応	×1		○		<p>【総評】年間事業計画に基づいた適切な点検作業や維持管理が履行されており概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付職員が施設巡回を行い、目視による点検を実施している。 ・施設・設備に不具合が発生した際には、職員が状況確認を行い、必要に応じ、ビル管理会社や展示施設保守事業者に対応を依頼するなど、適切に対応している。 ・令和5年度は、図書資料室の閲覧用DVDプレイヤーの交換のほか、展示の入れ替えに伴い、一部の展示について、展示システムの管理プログラムに代え、動画再生専用機を導入した。 	施設・設備の保守・点検状況や不具合に対する対応状況の適切性を確認する項目。評価水準は、年間事業計画に基づいた適切な点検作業の履行状況及び不具合発見時の事務処理の適切性を定性的に評価するもの。
		3 人員配置	施設の管理運営に当たっての経験豊富なスタッフの確保	×1		○		<p>【総評】年間事業計画に基づいた人員配置状況となっており概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員には、行政経験者で相談業務や人権行政に従事した経験を持つ者を配置している。 ・受付職員は、サービス向上及び経費節減のため、英語による接客対応が可能な者、接客経験の豊富な民間企業退職者等を人材派遣により配置している。 	人員配置において、都の人権施策を踏まえて来館者に満足度の高いサービスを提供できる専門性・経験値を有する人材を適切に確保できているかを確認する項目。評価水準は、指定管理者の事業計画等に基づいた人員配置状況の適切性を定性的に評価するもの。
		4 人材育成の取組	講習会の受講等による専門員、相談員等の能力向上、ノウハウ維持	×1		○		<p>【総評】年間事業計画に基づき適切に研修制度を運用し人材育成を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から固有正規職員制度(新人事制度)を導入したことに伴い、令和5年3月に「人材育成方針」、それに基づく「研修基本計画」を改訂し、専門的人材の育成及び能力開発、ノウハウの維持・継承に係る体制を整備した。 ・人材育成の基本理念である「人材育成方針」に基づき、センター事業の中核を担う固有正規職員、契約職員(常勤・非常勤)の人材育成に努めている。 ・「職員研修基本計画」及び「研修実施計画」(各年度ごとに策定)に基づき、計画的かつ効果的な職員育成に努めている。 ・令和5年度において、新たに業務執行に係る基本研修(悉皆)を実施し、センター職員として必要となる基礎的な知識のほか、財務会計等規程や就業規則、電子情報等の取扱いに関する知識の習得を図った。 ・専門員は、知識の習得や知見の蓄積等のため、外部機関・関連組織・当事者団体等が開催する人権関連行事等に積極的に参加させている。参加により得た情報は、資料の回覧により職員間で共有し、組織として活用している。 ・相談員に対しては、相談技法の習得及びスキルアップを図るため、専門機関の開催する研修に参加させている。 ・新任の受付職員に対しては、施設見学者に適切な案内ができるよう、人権プラザの展示物や都の発行している冊子等を活用し、施設や人権課題に関する基礎知識を付与している。 	人権プラザの管理運営に当たり必要となる職員の能力・ノウハウの維持・向上に係る取組の妥当性を確認する項目。評価水準は、研修実施計画の作成・運用状況や専門員・相談員等が受講した研修の実績と事業運営に反映するための取組を定性的に評価するもの。

		法令や条例等に基づく適切な管理運営が行われているか						
管理 状況	法令等の 遵守	5 個人情報保護の取組	内部規程の策定、研修等	× 1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき個人情報保護に係る規程類を整備した上で適切に研修等を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護方針」を定めて対応している。 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に対応し、個人番号の取扱事務担当者を選任し、情報保護に必要な措置を講じている。 ・「公益財団法人東京都人権啓発センター個人情報保護マニュアル」を作成・周知し、個人情報保護の適正な管理に努めている。 ・誤送付防止のため、発送物確認簿を備え、10部以上発送する際には、宛名、住所を複数人でチェックを行い、所管課長が確認した上で、発送を行っている。 ・名簿の適切な管理のため、名簿管理ソフトを導入し、既存の名簿を整理し、名簿の一元管理を開始した。11月末からは、当該ソフトから対象者を検索・抽出し、宛名を作成している。 ・令和4年度に引き続き、個人情報保護・電子情報の取扱いに関する研修を実施した。 ・令和2年度にメール誤送信防止対策ソフトを導入し運用している。 	個人情報保護のための規程類等の枠組みが整備された上で、個人情報の適正管理に資する研修等が適切に履行される体制が確保されているかを確認する項目。評価水準は、個人情報保護に係る規程や研修等の履行体制の適切性を定性的に評価するもの。
		6 情報公開の取組	内部規程の策定等	× 1		○	<p>【総評】「公益財団法人東京都人権啓発センター情報公開要綱」や東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱に則り、適切な情報公開を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公益財団法人東京都人権啓発センター情報公開要綱」を定めて対応している。 ・政策連携団体指導に基づく公開方針により、センターのホームページ等を活用して、情報を公開している。 	情報公開に係る取組の履行体制及び履行の適切性を確認する項目。評価水準は、情報公開に係る規程類の整備状況や開示請求に対する対応状況の適切性を定性的に評価するもの。
		7 各種法令等の遵守	各種法令等に基づく適正な管理運営のための取組	× 1		○	<p>【総評】公益財団法人東京都人権啓発センターコンプライアンス委員会設置要綱や各種法令等に基づき、コンプライアンスの推進などの法令遵守に向けた取組を実施するとともに、就業規則研修や業務執行の改善に向けた研修を実施するなど、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取組を推進している。令和5年度は、令和6年1月26日にコンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス推進に係る研修の実施状況や期中監査結果などコンプライアンス推進に係る取組等について報告を行った。 ・人権プラザの事業遂行に係る労働関係、契約関係等の各種法令を確認し、それらを遵守した上で、コンプライアンスに基づく、適正な事業実施に取り組んでいる。また、新人事制度の構築に伴い、令和3年度に就業規則を整備した。 ・令和4年度に引き続き、ハラスメント防止研修(悉皆)を実施したほか、新たに就業規則研修を実施するなど研修内容を拡充し、職員のコンプライアンス意識向上に努めた。 ・令和4年度に顕在化した組織運営上の課題に対応するため、業務執行の適正化に向けた実施計画書を策定し、業務フロー図の整備や新たな研修の実施などを行い、改善を図った。 	人権に関する様々な法律、条例、指針、答申や都との協定等の他、労働関係・契約関係など業務に必要とされる法令等の遵守の観点から管理運営の適切性を確認する項目。評価項目は、コンプライアンスの確保の適切性を定性的に評価するもの。
		8 各種情報の管理	保管場所の施錠、データアクセスのID制御	× 1		○	<p>【総評】「個人情報保護方針」に則り、紙媒体の個人情報は施錠管理・電子情報はアクセス権限を制限するなど、引き続き適切な管理体制に基づく運用が継続されており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報保護方針」に基づき、保管場所の施錠を行っている。 ・各担当者のみアクセス可能なように、データアクセスのID制御を適切に行っている。 ・図書資料室には、クラウド型のシステムを導入しており、情報管理を徹底している。 	個人情報等の情報管理に係る体制の適切性を確認する項目。評価水準は、施錠管理やアクセス権限の制限等の措置が適切に実施されていることを定性的に評価するもの。
		9 事故への対応、都への報告・連絡	個人情報の漏えいや個人データの紛失事故等、事故発生時の対応及び都への迅速な報告の実施	× 1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき事故発生時の連絡体制図の策定と周知を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等の事故が発生した場合、都に迅速に報告できるように連絡体制図を策定し、職員に周知を行っている。また、個人情報の保護・電子情報の取扱いに関する研修において、事故発生の可能性がある段階で、直ちに所属課長又は事務局長に報告することを周知している。 ・メール誤送信防止対策ソフトの自己承認機能(送信者が宛先アドレス・本文・添付ファイルをチェックする機能)を活用し、メール送信時における確認を徹底している。あわせて、人的ミスが発生した場合、重要な事故となることが想定されるようなメールについては、上長が送信内容の確認を行う上長承認機能を設定し、メールの誤送信防止に努めている。 ・令和4年度に個人情報漏えい事故が発生したことを受け、郵送物発送の際の確認作業を確実にするため、「発送物確認簿」を作成し、「いつ・誰と誰が・何を・どのように」チェックしたか分かるようにし、課長まで確認した上で発送を行うことを徹底し、郵送物の誤送付防止を図ることとした。 ・令和5年度の個人情報漏えい事故なし。 	個人情報の漏洩や個人データの紛失事故等が発生した場合の報告体制が適切に確保されているかを評価するとともに、都への報告等の対応状況を確認する項目。評価水準は、事故発生時の連絡体制の整備・周知の適切性を定性的に評価するもの。また、個人情報漏えい事故0件を水準に、事故件数を定量的に評価するもの。

		10	社会的責任を果たすための取組	障害者に対する社会的障壁の除去の実施資源の3R(Reduce, Reuse, Recycle)の促進	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき障害者の利便性に配慮した取組や、環境配慮の取組を継続しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に様々な障害当事者が参加したワークショップを開催し、トイレの課題と解決策の検討を行い、車椅子利用者対応トイレに子供から大人まで幅広く利用できる介助用ベッドのほか、視覚過敏がある者への配慮として、調光機能を持つ照明を設置している。 ・視覚障害者に向けて、点字版のリーフレットを作成している。また、各階受付に、点字版のフロアマップ及び来館者が遠隔で手話通訳を受けられる「遠隔手話通訳サービス」用のタブレット端末を設置している。 ・コピーの際は両面印刷を活用するなど、用紙の有効利用に努めている。 ・使用電力の節減を図るため、事務室のほか、給湯室の無人時の消灯を徹底している。 	社会的責任を積極的に果たしているかを確認する項目。評価水準は、障害者の権利利益を侵害していないか、障害者に対する社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしているか、障害者雇用や事業活動に係る環境負荷の低減に努めているかなどを定性的に評価するもの。
安全性の確保	施設の安全性は確保されているか								
	11	施設・設備の安全性の確保	事故を防ぐための安全確保の取組	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき日々の点検と不具合発生時の迅速な対応を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備の異常を素早く発見するため、受付職員が巡回と目視点検を行い、不具合の箇所があれば速やかに管理担当職員に報告するなど、臨機応変に対応している。 	施設での事故発生を未然に防止するための取組の適切性を確認する項目。評価水準は、施設の点検状況や事故発生を未然に防ぐための取組を定性的に評価するもの。	
	12	防災への配慮	災害発生時の利用者の安全確保の取組	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき災害発生時の利用者の安全確保に係る体制の整備と職員への周知やビル管理会社との連携を図っており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害・事故発生時体制表」を作成し、利用者の安全を第一に考え、職員自ら臨機応変に行動できるよう消防器具の配置場所を周知するなど、日頃から防災意識を高める取組を心掛けている。 ・芝256スクエアビル全体の消防訓練に参加し、避難誘導や救護等の訓練を行った。 	災害発生時の対応体制を整備した上で、職員の防災意識の向上等の取組の実施状況の適切性を確認する項目。評価水準は、災害発生時の利用者の安全確保に係る体制の整備と当該体制に基づく職員への周知状況等を定性的に評価するもの。	
	13	防犯への配慮・緊急時対策	緊急時の利用者の安全確保の取組	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき防犯への配慮と緊急時対策を適切に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目視による施設内の点検を毎日行い、安全確保に努めている。 ・施設の鍵は、施錠できるキャビネットで一括して常勤職員が保管、管理している。 ・監視カメラを活用し、開館時間中の様子をリアルタイムでモニターできる体制を整えている。 ・夜間や休日等の職員が勤務していない時間内について、適切かつ迅速な対応ができるよう、連絡網を整備している。 ・緊急時に備え、受付、図書資料室、相談室1、2に警報ブザーを設置している。また、緊急時に光や音により情報伝達を行うための設備として、1階の車椅子利用者対応トイレにパトライト及びスピーカーを設置している。 ・防犯のため、令和5年度にさす又を設置した。 	防犯に係る取組の適切性を確認するもの。評価水準は、施設の施錠等の防犯対策や緊急時の対策等を定性的に評価するもの。	
	14	施設・設備管理に関する書類等の管理	毎日の点検表等の作成	×1		○	<p>【総評】入居ビルの様式に沿って例年通り適切に施設設備に関する書類の作成・管理を実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防計画に基づき「自主検査表」(指定様式)により日常点検を行っている。職員が避難通路等の物品の有無、電気器具の配線の老化・損傷、終業時の火気の確認、トイレ内の可燃物、ゴミ箱等の確認を行い、防火管理者が月末に確認している。 	施設・設備の安全確保のための点検状況と関連書類の作成状況の適切性を確認するもの。評価水準は、毎日の点検が適切になされていることを定性的に評価するもの。	
	15	事故への対応	利用者に影響が生じる事故等の無発生、事故等発生時の対応・都への適正な報告	×1		○	<p>【総評】事故を未然に防ぐための日々の点検等が奏功し、利用者に影響が生じる事故等は発生せず、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に影響が生じる事故等は発生しなかった。 	利用者に影響が生じる事故等の発生状況を確認し、事故等発生時の対応状況等の適切性を確認するもの。評価水準は、事故発生の有無を確認した上で、発生した場合にマニュアルに則り適切な対応がなされたかを定性的に評価するもの。	
適切な財務運営・財産管理が行われているか									
	16	収支状況	予算の適正な執行、自主財源の確保	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき経費削減のための取組を継続実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5年度予算166,411,717円、決算155,189,344円 ⇒執行率93.3% ・経費削減のため、照明器具のこまめな消灯、空調機の設定温度の見直し等省エネ行動を徹底した。 	指定管理者の収支状況の健全性を確認する項目。評価水準は、各事業の執行が適正に行われているかを分析した上で、具体的な経費削減に係る取組を定性的にも評価するもの。	

適切な財務・ 財産管理	17	経理処理	経理の明確な区分、帳簿・関係書類による経理状況の明確化	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき経費の区分管理や財務規程に則った経理処理などを適切に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理に係る経費は区分管理し、別に預金口座を設けている。 ・「公益財団法人東京都人権啓発センター財務規程」に基づき、公益法人としての諸原則を踏まえて、経理処理を行っている。 ・顧問税理士に指導を受けている。 ・経理担当職員が公益法人協会主催の会計セミナーに参加し、専門的知識の向上を図った。 	指定管理者の経理処理の適切性を確認する項目。評価水準は、指定管理に係る経理の区分管理状況、帳簿・関係書類についての経理処理が適切に行われているかを定性的に評価するもの。
	18	都有財産(物品など)の管理	管理簿の整備、異動があった際の都への報告	×1		○	<p>【総評】基本協定及び年間事業計画に基づき、都有財産の点数管理や管理状況の現地調査を適切に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品となる財産は、基本協定に基づいて所定の手続きを行い、半期末ごとに「物品管理者別物品一覧表」と現物を照合し、購入の都度、都に報告している。 ・点数管理消耗品及び管理物品について、年に1度、都職員立ち合いのもと現物と台帳の照合を行っている。 	物品等の都有財産の管理・保全に関して、執行の適切性を確認する項目。評価水準は基本協定及び年間事業計画に基づいた管理簿の整備や都への報告など事務処理の履行を定性的に評価するもの。
	19	経理・現金に関する書類等の管理	帳簿、関係書類の整備、保存(指定期間終了後5年間)	×1		○	<p>【総評】年間事業計画に基づき、経理・現金に関する書類の施錠管理の徹底や指定管理関連文書の保存処理等を適切に行っており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な証書・通帳等は金庫へ保管し、事業調整担当課長・総務課副主任が鍵の施錠を行い、慎重な管理に努めている。その他の経理・現金に関する書類は、原則として、施錠のできる書庫・キャビネットロッカー等を保管場所に定め、担当者が指定の場所への出し入れを行っている。 ・顧問税理士に指導を受けている。 ・限られた人権プラザの文書所蔵スペースを長期的かつ有効に使えるよう、文書保存委託を行っている。 	経理・現金に関する書類等の管理状況の適切性を確認する項目。評価水準は、経理・現金に関する書類の施錠管理の徹底や指定管理関連文書の保存処理等について定性的に評価するもの。

大項目	中項目	確認項目	評価水準	配点	評価			確認項目の設定理由 評価水準の妥当性
					2点	1点	0点	
					水準を上回る 2点/概ね水準どおり 1点/水準を下回る 0点			
					評価理由			

		事業計画どおりの事業実施・利用状況となっているか							
	20	来館者数	・令和4年度の人権プラザの来館者数 6,356人の90%(5,720人)超	×1		○	<p>【総評】令和5年度の利用者数合計は評価水準を超えており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の人権プラザ来館者数は以下のとおりであった。 展示室入館者数 4,522人(令和4年度:4,073人) セミナールーム利用者 2,307人(令和4年度:1,541人) 図書資料室利用者数 1,283人(令和4年度:742人) 来館者数計 8,112人(令和4年度:6,356人) (令和4年度比 127.6%) よって、令和4年度の90%を超過した。 	人権プラザの来館者数の増減状況について定量的に確認する項目。評価水準は、来館者数の前年度比を評価基準とすることで、集客効果を定量的に評価するもの。	

事業実施・利用の状況	21	人権相談の実施状況	令和4年度の人権相談の相談件数合計(1,758件)の90%(1,582件)超	× 2	○	<p>【総評】人権相談事業の実績が評価水準を超えたことに加えて、「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS(LINE)相談を開始するなど都民のニーズに沿った相談事業を展開しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の人権相談の相談件数は以下のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> 一般相談 1,492件(令和4年度:1,449件) 法律相談 126件(令和4年度:202件) 「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談 21件(令和4年度:27件) 「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS(LINE)相談 13件(令和4年度:一件) 新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談 17件(令和4年度:80件) <p>相談件数計 1,669件(令和4年度:1,758件) (令和4年度比94.9%) よって、令和4年度の90%を超過した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月から一般相談及び法律相談において、オンライン相談を開始した。 一般相談、法律相談、「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談についてメールでの予約受付を開始した。 令和5年10月から「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS(LINE)相談を開始した。 	人権相談の実施状況について、定量的に確認する項目。評価水準は、人権相談件数の前年度比を評価基準とすることで、どの程度の都民に対して人権相談を実施したかを定量的に評価するもの。
	22	指定管理者による提案事業等の実施①	<ul style="list-style-type: none"> 展示室を活用した事業の実施 令和4年度の展示室の利用者数合計(4,073人)の90%(3,666人)超 	× 1	○	<p>【総評】年度協定に基づき展示室を活用した事業を適切に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 展示室では、学校や自治体等からの依頼に応じて、展示物の解説等を行う人権学習会を合計88団体(延べ)に対して実施し、人権尊重の理念を広めた。企画展示では、補助犬法の内容や成立の背景、補助犬に関する状況を解説し、補助犬ユーザーの日常生活等を紹介する展示を行い、修学旅行や人権学習会で活用した。また、子供の自殺が多いとされる8月下旬には、いじめ等により亡くなった子供たちのメッセージ展を行い、命と子供の人権について考える機会を提供した。更に、特別展示「セサミストリートの仲間たちと学ぼう！子どもの権利」と連動する形で、「子どもの権利条約の父」とも呼ばれるコルチャックが子供の権利のために果たした功績をたどりながら、「子どもの最善の利益を最優先にする」という理念について考える展示を行った。 特別展示の更新にあわせ、報道機関等を対象としたお披露目会を開催し、新たな展示をPRした。また、お披露目会に先立ち、近隣の小学校を招待し、特別展示の見学やセサミストリーのキャラクターとグリーンティングを行う特別展示見学会を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の展示室の利用者数は、4,522人であった。 よって、令和4年度比111.0%であり、令和4年度の90%を超過した。 	人権プラザは、都の政策等との密接な関連性を有する施設であることから、都の方針に沿った事業の実施状況及び指定管理者による提案事業(展示室を活用した事業)の実施状況を確認する項目。評価水準は、年度協定に基づいた実施回数や都の方針に沿った企画内容・実施方法等が取られていたかについて定性的に評価するとともに、展示室の利用者数を前年度比を基準に定量的に評価する。
	23	指定管理者による提案事業等の実施②	<ul style="list-style-type: none"> セミナールームを活用した事業の実施 令和4年度のセミナールームの利用者数合計(1,541人)の90%(1,387人)超 	× 1	○	<p>【総評】年度協定に基づきセミナールームを活用した事業を適切に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都民講座として、日本で暮らす外国人との共生、ステレオタイプ・偏見との向き合い方、性の多様性、ファッションと人権等、様々な観点から人権について考える講座を会場とオンラインを併用して4回実施し、講座の内容に応じたフォローアップ事業(テーマに即したワークショップや事後学習資料の提供)と併せ、参加者に学びの機会を提供した。(講座参加者計516名(会場166名、オンライン350名)) 子供人権教室として、性の多様性から自分について考える講座を対面で、良い関係性についてクイズを通じて考える講座をオンラインで実施した。(参加者6名、16組) 指導者養成セミナーとして、人権教育に携わる教員等を対象にSNSの教え方をテーマとした講座を会場とオンラインを併用して実施し、企業等の人権研修担当者を対象に「ビジネスと人権」をテーマとしたセミナーをオンラインで実施した。(参加者計151名(会場19名、オンライン132名)) 「インクルーシブシティ東京プロジェクト」として、①人権ディフェンダーになるための4日間集中プログラム<ユース向け>、②人権ディフェンダーになるための2日間集中プログラム<ユース世代と関わる大人向け>を実施したほか、③特別展示「セサミストリートの仲間たちと学ぼう！子どもの権利」を更新した。これらの取組によって、インクルーシブな社会へ導き、支える「人権ディフェンダー」を育成し、彼らが主体的に人権について周囲に広げていくことを通じて、多様な人が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」を実現することを目指した。 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度のセミナールームの利用者数は、2,307人であった。 よって、令和4年度比149.7%であり、令和4年度の90%を超過した。 	人権プラザは、都の政策等との密接な関連性を有する施設であることから、都の方針に沿った事業の実施状況及び指定管理者による提案事業(セミナールームを活用した事業)の実施状況を確認する項目。評価水準は各種講座について、年度協定に基づいた実施回数や都の方針に沿った企画内容・実施方法等が取られていたかについて定性的に評価するとともに、セミナールームの利用者数を前年度比を基準に定量的に評価する。

事業 効果	24	指定管理者による提案事業等の実施③	<ul style="list-style-type: none"> ・図書資料室等を活用した事業の実施 ・令和4年度の図書資料室附帯事業の参加者数合計(34名)の90%(31人)超 	×1	○	<p>【総評】年度協定に基づき図書資料室を活用した事業を適切に実施しており、評価水準を上回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の図書資料室附帯事業では、人権プラザの認知度向上及び図書資料室利用促進に向け、アイヌの人々やその文化について理解を深める講座を実施したほか、インクルーシブな絵本の共有について解説する講座を実施した。 ・第1回では、漫画「ゴールデンカムイ」を素材に、食(グルメ)を主なテーマとして取り上げ、アイヌの人々が築き上げてきた独自の生活様式・文化・伝統について楽しみながら学ぶとともに、多様性について共に考える機会を提供した。 ・第2回では、障害のある子供たちも楽しめる、本に関する講座の第3弾として、言語聴覚士/絵本専門士/公認心理師の講師が言葉の発達や読み書きがゆっくりな子供も楽しめる絵本の読み聞かせ方や絵本の選び方などを解説する講座を実施した。講座を通して障害に対する理解を深めるとともに、誰もが人権プラザを利用できることを周知し、図書資料室の利用促進を図った。 <p>・図書資料室附帯事業の実績は以下のとおりであった。</p> <p>第1回 52人 第2回 17人(うち、子供2人) 参加者数計 69人</p> <p>・令和5年度の図書資料室附帯事業の参加者数は69名であった。令和4年度比202.9%であり、令和4年度の90%を超過した。</p> <p>・令和5年11月1日から令和6年2月29日まで行われた港区芝地区にある専門図書館・博物館7施設が参加するスタンプラリー「巡りぶ～芝地区を巡って福集め～」に参加し、新たな利用者の開拓を図った。また、「巡りぶ」の一環として、12月には見学会を開催した。</p>	<p>人権プラザは、都の政策等との密接な関連性を有する施設であることから、都の方針に沿った事業の実施状況及び指定管理者による提案事業(図書資料室等を活用した事業)の実施状況を確認する項目。評価水準は、年度協定に基づいた実施回数や都の方針に沿った企画内容・実施方法等が取られていたかについて定性的に評価するとともに、図書資料室附帯事業等の受講者数等を前年度比を基準に定量的に評価する。</p>
	25	指定管理者による提案事業等の実施④【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・出張展示等のアウトリーチ活動の実施 ・令和4年度の出張展示の回数(17回)の90%(16回)超 	×1	○	<p>【総評】年間事業計画に基づき出張展示等のアウトリーチ活動を積極的に実施しており、評価水準を上回る。</p> <p>東京都や区市町村、学校、企業が実施する人権啓発事業等に出張展示を積極的に行い、アウトリーチ型の活動を積極的に展開した。(実施回数:27回)</p> <p>よって、令和4年度比158.8%であり、令和4年度の90%を超過した。</p> <p>・PR動画やバナー、関連映像、関連書籍、体験キット等、アウトリーチ活動に活用可能となるバラエティに富んだ内容に展示内容を強化し、また複数のテーマを組み合わせた出張展示など、現場の意見や要望を踏まえ、適時適切な展示を提案した。</p>	<p>人権プラザは、都の政策等との密接な関連性を有する施設であることから、都の方針に沿った事業の実施状況及び指定管理者による提案事業(アウトリーチ活動)の実施状況を確認する項目。評価水準は、都の方針に沿った企画内容・実施方法等が取られていたかについて定性的に評価するとともに、アウトリーチ活動の回数を前年度比を基準に定量的に評価するもの。</p>
	26	他機関、関連施設、地域との連携	<p>事業展開に当たっての連携・支援の推進、具体的な取組の実施</p>	×1	○	<p>【総評】他機関等の講座に積極的に参加するなど人権啓発に係る情報収集やネットワーク拡大に向けた取組を適切に継続している。また、各種事業の際には人権プラザのPRも実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)人権教育啓発推進センター等が主催する講座等に参加し、事業企画に資する情報を得た。 ・学校を対象とした体験学習会(補助事業)や研修企画受託事業(自主事業)を実施する際に人権プラザのPRを行い、知名度向上を図った。 ・東京人権啓発企業連絡会や東京都商工会連合会等と連携し、指導者養成セミナーへの企業からの参加者を募った。 ・自治体等の行う人権関連行事や企業内の人権啓発行事、学校における人権学習への出張展示を行い、各団体の人権啓発事業を支援するとともに、人権プラザのPRを行った。 ・港区については、港区民等を対象とした人権連続講座の企画・運営の受託(自主事業)を実施したほか、管理職(行政職員)、教育委員会、港区立芝小学校(児童)、港区立神明保育園(未就学児童)に対する人権学習会に加えて、港区立みなと図書館での出張展示を実施した。 ・特別展示のお披露目会に先立ち、港区立芝小学校の児童を招待し、特別展示の見学やセサミストリートのキャラクターとのグリーティングを行った。 ・東京都つながり創生財団が運営するボランティアレガシーネットワークで、講座の開催情報等を掲載している。 	<p>他機関、関連施設、地域との連携状況の適切性を確認する項目。評価水準は、プラザ事業の展開に際して、他機関、関連施設、地域との連携・支援を伴う具体的な取組の実績について定性的に評価するもの。</p>

事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか							
サービス内容の向上	27	事業及び施設におけるサービス、デジタル化の対応状況	利便性等の向上のための具体的な取組状況、東京デジタルファースト条例及びポスト・コロナを見据えた対応の必要性等を踏まえた事業運営に係るデジタル化の対応状況	×1	○	<p>【総評】事業運営に際して、オンラインの活用を継続するとともに、デジタルデバインドへの配慮など多様な都民が楽しめるようなサービスを実施している。また、各種申込等の手続面でもメールやWebフォームを活用するなどデジタル化を推進しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権プラザでは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を契機に、各種講座等のオンライン化を積極的に導入しており、令和5年度は、人権問題都民講座をはじめとする7講座でオンライン配信を行った。そのうち5講座は、デジタルデバインドに配慮し、会場参加とオンラインとを併用したハイブリッド方式で実施した。オンライン配信を行った7講座のライブ配信参加者数は合計で482人となった。 ・受講者の利便性向上及び業務の効率化を図るため、Webフォームによるアンケート回収及び集計を実施した。 ・講座等の申込みのほか、一般相談、法律相談の予約申込み及び「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談の予約申込みについてもメールでの受付を行っている。 ・なお、講座等の申込み等は、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者のため、従前どおり電話でも受け付けている。 ・人権相談について、令和5年10月から一般相談・法律相談・「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談において、オンライン相談を開始した。 ・令和5年10月から、新たにインターネット上の誹謗中傷や人権侵害等について、SNS(LINE)で相談に応じる「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS(LINE)相談を開始した。 ・図書資料室の利用登録の際に提出する「貸出登録申請書」や都内通勤者の「在勤証明書」の様式を、ホームページからダウンロードできるようにした。 	サービスの適切性や、東京デジタルファースト条例及びポスト・コロナを見据えた対応の必要性等を踏まえた事業運営のデジタル化の対応状況を確認する項目。評価水準は、デジタルデバインドに配慮しつつ事業運営のデジタル化を適切に対応しているかを定性的に評価するもの。また、施設や参加者の利便性を向上するために実施した具体的な取組の実績と効果を定性的に評価するもの。
	28	利用者の満足度	満足度調査の結果、「十分満足」及び「まあ満足」が90%超	×1	○	<p>【総評】施設利用者の満足度は90%を超えており、概ね水準どおり。</p> <p>施設利用者アンケートにおける満足度(「十分満足」及び「まあ満足」の合計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別展示 98.9%(445人/450人) ・企画展示 98.4%(439人/446人) ・常設展示 98.0%(450人/459人) ・クローズアップ 98.6%(419人/425人) ・イベント 99.5%(186人/187人) ・図書資料室 98.2%(160人/163人) ・施設全体 98.5%(399人/405人) ・職員の対応 99.3%(413人/416人) <p>よって、全ての項目について満足度90%を超える評価を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別展示の更新にあわせ、来館者アンケートを更新し、特別展示に関する新たな調査項目を追加した。 	利用者の満足度を確認した上で、寄せられた意見について管理運営業務への反映状況等を確認する項目。評価水準は、利用者の満足度をアンケート集計結果から定量的に評価した上で、利用者の意見・要望を踏まえて実施した管理運営業務における改善点を定性的に評価するもの。
	29	利用促進への取組	広報・PR等の実施	×1	○	<p>【総評】年間事業計画に基づき、各種事業での人権プラザのPR活動を継続実施している。また、ホームページの更新を行うほか、有料プレスリリース配信サービスを活用するなどしており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張展示や人権学習会での事業実施の告知チラシに加え、プラザリーフレットの配布による認知度向上に取り組んだ。 ・小中学校向けとして、体験学習会(補助事業)への応募があった学校や人権学習会に参加した教員に施設PRを行った。 ・子供向けの講座については、広報東京都の夏休み特集号への掲載や、公立図書館等へのチラシ配布により、集客を工夫した。 ・会場での実施とした第1回子供人権教室について、港区教育委員会の協力を得て校長会でPRを行ったほか、人権プラザの近隣小学校に直接広報を行った。また、この際には教員向けの指導者養成セミナーやメッセージ展等についてもPRを行った。 ・教員向け指導者養成セミナーの実施について、人権部及び生活文化スポーツ局私学部を通じ私学支援サイトで私立学校教員への周知を行った。 ・マスメディアによるプラザ事業への取材を受け入れ、協力した。また、特別展示のお披露目に当たっては、「人権TODAY」の取材・放送に向け、TBSラジオと調整を行い、特別展示見学会などの取材をもとに、令和5年11月に「セサミストリートの仲間たちと学ぼう！子どもの権利」が放送された。 ・各事業について、実施の都度、案内チラシ、広報東京都、TOKYO人権等により告知するとともに、人権プラザ及び当センターホームページのほか、外部サイトにも情報を掲載して広報を行い、X(旧Twitter)でも情報を発信した。 ・人権プラザの周知を図るため、人権プラザの広告看板を最寄りの都営地下鉄3駅に掲出している。 ・特別展示の更新にあわせ、ホームページを更新したほか、リーフレット(日本語版、外国語版)及び点字版の改訂や広告看板のデザイン変更を行った。 ・リーフレットの改訂にあわせ、人権プラザのホームページに新たに中国語のページを設置した。 ・令和5年8月から有料プレスリリース配信サービスを活用した広報を開始した。令和5年度においては、人権問題都民講座、人権ディフェンダーになるための集中プログラム(ユース向け・大人向け)やメッセージ展のトークセッションの開催や企画展について、当該サービスを利用した広報を行った。また、特別展示「セサミストリートの仲間たちと学ぼう！子どもの権利」について、展示の考えや思いなどをストーリーとして配信した。 	人権プラザの利用者を増加させるための広報・PR等の取組状況を確認する項目。評価水準は、人権プラザの広報・PR等のために実施した具体的な取組の実績を定性的に評価するもの。

		30	苦情等への対応	苦情、否定的な意見等に対する適切な対応	×1	○	<p>【総評】年間事業計画に基づき、苦情への対応方法が適切に共有されている。また、特段の苦情もなく良好な運営を継続しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情等があった際には、日誌への記載、担当からの引継ぎにより、受付担当職員から管理担当職員に迅速に報告し、苦情等の内容が直ちに回答が必要なものである場合は相手方に説明を行うこととしている。 ・特段の苦情は無かった。 	管理運営に対する苦情・意見等への対応状況等の適切性を確認する項目。評価水準は、日常の管理運営に関する苦情や意見等に対する対応方法と個別の案件に対する対応状況を定性的に評価するもの。	
行政目的の達成	行政と連携を図り施設の目的を達成しているか								
		31	施設の目的達成	施設の設置目的を達成する取組の実施（人権プラザは、人権啓発の拠点として設置された施設である。）	×1	○	<p>【総評】一般向けの講座に加えて学校・企業・子供など幅広い層を対象として人権尊重の理念を普及させるための事業運営を継続実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示事業として、常設展示や特別展示を活用した人権学習会を実施し、学校、企業、自治体等からの依頼に応じて団体見学等の対応を行い、来館者への人権に関する理解の深化を図った。また、企画展示の実施により、常設展示及び特別展示への理解を補強し、人権についての想像力を更に喚起させる役割を果たしている。 ・人権問題に関する一般向けの講座（都民講座）、学校や企業等における人権啓発の指導者を養成することを目的とした講座（人権啓発指導者等養成セミナー）、主に小学生を対象にした講座（子供人権教室）等、様々な層に応じた内容・手法を企画・実施した。 	東京都人権プラザの設置目的を達成するために実施された具体的取組の実施状況の適切性を確認する項目。評価水準は、「東京都人権プラザ条例」に基づき、「人権尊重の理念を普及させることにより、人権意識の高揚及び人権問題の解決を図り、もって都民一人一人の人権が尊重される社会の実現に寄与する」という東京都人権プラザの設置目的を果たすために実施された展示室・セミナールーム等を活用した事業の実施状況を定性的に評価するもの。	
		32	都及び関係機関等との連携・協力	行政機関等との連携の適切な実施及び都の実施する施策への協力	×1	○	<p>【総評】年間事業計画に基づき指定管理者と都とで企画段階から意見交換を綿密に実施しており、概ね水準どおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に当たっては、事業ごとに企画説明を行うとともに、随時の意見交換を行い、効果的な啓発内容となるよう十分な協議、調整を行った。 ・東京都と日ASEAN特別法務大臣会合への出展についての調整を進め、当該会合の東京都ブースにて、競技用車椅子（バスケット）の展示を行った。 	事業実施における都及び関係機関との連携の適切性を確認する項目。評価水準は、個別の事業の企画等に際して都及び関係機関等との連携の実現状況を定性的に評価するもの。	
		33	都の政策と連動した事業の実施	都の政策と連動した事業の実施、その効果	×2	○	<p>【総評】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を踏まえた人権尊重理念の発信に資する事業展開や共生社会の実現に向けた事業を着実に実施するなど、都の政策と連動して事業を実施することで「インクルーシブ」な社会に導く・支える「人」の育成を図っており、水準を上回る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性をテーマとした講座を実施した。 ・ヒューマンライツ・フェスタ東京を始めとする都の人権関連行事に、都と調整の上出張展示を行った。拉致問題啓発舞台劇公演においても出張展示を行った。 ・インクルーシブシティ東京プロジェクトとして、令和5年度から若年層を対象とする参加・体験・交流型の学習プログラム等を展開するとともに、特別展示を更新した。また、10月から「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談を開始した。 ・新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を実施した。 ・都の政策企画局と連携し、日ASEAN特別法務大臣会合のテーマに関連した展示（競技用車椅子）を東京都ブース内で実施した。 ・東京都子供政策連携室の依頼を受け、ロビーギャラリーに「東京都子ども基本条例」のハンドブック4種類（小学校低/高学年・中学生・高校生）を配架した。 ・メッセージ展の開幕にあわせ、東京都保健医療局自殺総合対策担当が発行した啓発物をロビーギャラリーに配架した（メッセージ展後も継続）。 	都の政策と連動した事業の実施状況を確認する項目。評価水準は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした人権尊重理念の発信や「未来の東京戦略」など都の政策と連動した事業について、その実績や効果を定性的に評価するもの。	

【確認項目の設定について】

- 確認項目及び評価水準は、上記項目を参考としながら、年度計画や協定と齟齬が生じないように設定し、施設の事業内容に応じて最も効果的に評価ができるようにしてください。
また、定量化できる項目は数値目標を設定することを原則としつつ、定性的な項目も併用して、幅広い実績の測定が可能になるように設定してください。
- 管理状況については、募集要項等で示した管理の内容を網羅するように配慮し、不適切な管理状況は漏れなく指摘できるようにしてください。
また、社会的責任を果たすための取組を含め、管理のレベル向上に努力している指定管理者が適切に評価されるよう留意してください。
- 事業効果については、募集要項や事業計画書等に記載された事業内容や過去の実績等を考慮し、設定してください。
- 管理状況、事業効果とも、特に重点的に評価を行いたい項目については、配点を2倍とすることが可能です。
事業計画において提案のあった管理運営業務を遂行する上での事業者独自の創意工夫や利用者サービス向上のための取組、自主事業などについては、必要に応じて配点を増加してください。
- 確認項目の総評及び評価の根拠となった具体的な事項等を、「評価理由」欄に記載してください。
- 確認項目について、それぞれの設定理由、定量化が困難であると判断した項目についてはその理由、評価水準についてはその妥当性を証する根拠(例：民間類似施設との比較等)を、「確認項目の設定理由・評価水準の妥当性」欄に記載してください。
- 適正な評価が実施できるよう施設の状況に応じて評価方法の見直しを行った場合は、その見直し内容を「評価理由」欄に記載してください(評価の特例)。

特記事項	なし
要改善事項等	なし

【一次評価結果】

合計点	39	評価	B
-----	-----------	----	----------

評価基準			
S	A	B	C
47点以上	46点以下44点以上	43点以下31点以上	30点以下

【その他】

1. 財務状況

指定管理者の財務状況	財政状態や経営状態について問題ない。
------------	--------------------

※ 財務諸表上から得られた情報や財務分析結果など、客観的な情報を記載してください。

2. 特命要件の継続

指定管理者を特命で選定した施設については、特命要件継続の有無を確認するため、特命要件とした内容及び施設の位置付けなどを再検証するとともに、事業計画等に示された事業の評価対象期間中の達成度合いや効果等の検証を行ってください。
 検証を行うに当たっては、以下の項目を参考として適切な項目を設定してください。

特命要件の継続	<特命要件とした内容> ・都が設立した監理団体であり、都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公平性が担保される。 ・理事会や評議員会の構成員は、幅広い分野から選出されており、様々な人権課題に対応できる。 ・東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動実績及び人権相談業務実績を有する。 ・人権プラザの指定管理を続けており、人権プラザの管理運営事業に良好な実績がある。	
	施設の位置付け	変更なし 変更あり
	東京都政策連携団体の特性と果たした役割(東京都政策連携団体を特命選定した施設)	団体の特性が十分に発揮されている 団体の特性が十分に発揮されていない
	事業の取組状況・達成度	適切 不適切
	特命要件継続の有無	有 無
	<理由> 上記特命要件とした事項が継続して果たされているため。	

<評価の特例>

※ 通常の施設運営を行うことができなかった期間が1年未満である場合は、通常の運営を行った期間(評価対象とすべき期間)を記載する。